

高齢化社会を意識化した授業の構想

去来川 浩希

(岡本 健一ゼミ)

1. 研究の目的

いま、我が国の「人口問題」上の最重要な課題は、「少子高齢化社会」の到来であろう。このうちの「高齢化社会」とは、いうまでもなく「高齢者の人口が増える」社会をさすが、「少子化社会」の進行にともなって、「高齢化社会」はいっそう加速され、二つの喫緊の難題に直面している、と考える。

一つが、「介護」の課題である。高齢化社会において、「誰が」「どのように」介護をしていくのか、という問題である。

二つに、高齢者の「生きがい」や「ライフスタイル」はどうあるべきか、という課題である。厚生労働省は平成7年、国会に提出・成立した『高齢社会対策基本法』の目的を、つぎのように説明している。

「この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という）に関し、基本理念を定め、ならびに国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めるなどにより、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展および国民生活の安定向上を図る」と。

さらに、その基本理念を次のように謳っている^①。

- ①国民が「生涯」にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される社会
 - ②国民が「生涯」にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が「自立」と「連帯」の精神に立脚して形成される社会
 - ③国民が「生涯」にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会
- 筆者も、こうした社会の実現が必要不可欠であ

ると考える。本稿は、新しい社会づくりのために、何が必要なのか、また、どのような取り組みが必要なのかを、高齢者をめぐる課題とともに論じたうえ、それを高校生にどのように伝えるのがいいか、授業の新構想に進みたい。

2. 「高齢化社会」の概要と理解

本稿のテーマは「高齢化社会を意識化した授業の構想」であるが、そもそも「高齢化社会」とはどのような社会をさすのか、また、よく似たキーワードの「高齢社会」「超高齢社会」とどのような異同があるのか。この点についておさらいしておこう。まず、「高齢化社会」は、65歳以上の高齢者人口の割合が7%～14%を占める社会、「高齢社会」は、同じく14%～21%の社会をさす。そして、「超高齢社会」は21%以上の社会を意味する。現在の日本は19.0%で、すでに「高齢社会」の後半の段階に入っている。厚生労働省の見通しでは、2015年には高齢者人口が26%、実に4人に1人強の「超高齢社会」となり、さらに35年には30%に達してピークを迎えるという。

このようにみると、我が国はいまや、「高齢社会」から「超高齢社会」に突入する関門にさしかかっているが、いまだにマスコミや一般の人びとの間では「高齢化社会」という言葉が通用し、理解されていると見受けられる。他方、「高齢化社会」には、「高齢化現象が進行中」のニュアンスを含んでいるようにも感じられる。そこで、上の定義には背くが、敢えて「高齢化社会」を用いることにした。また、「高齢化社会」は、我が国にとって焦眉の「社会的問題」であると同時に、われわれ自身もつよく意識しなければいけないと考えて、「意識化」という言葉を使った。

本稿は、高校生が自ら高齢者の立場になって「これからの社会」をどう生きていくべきかを考える

一助になることを願い、そのためにはどのような授業をすればいいかを考察するものである。

3. 高齢化社会の課題 (A) 一介護

まず、第1の課題「介護」をとりあげる。上にみたとおり、高齢社会から超高齢社会に移行しつつある我が国にとって、「介護をどのようにするのか」「介護制度をどのように整備していくのか」が、いっそう社会福祉上の大きな課題となろう。筆者が「高齢化社会」を意識化してほしいと願う所以は、まさにここにある。

ここで少し我が国の「福祉制度」の歴史的過程を、百瀬孝『日本福祉制度史』によって見ておきたい⁽²⁾。「福祉制度の歴史」をおさらいすることによって、「介護」の問題の展望が少しでも拓かれると思われるからである。

(1) 古代の福祉制度

我が国古代の「福祉」のはじまりについては、諸説あるが、奈良時代から考えることとする。「養老律令」(718年撰定)は「第一・官位令」から「第三十・雑令」まで30の「令」がある。「令」とは、いまでいう民法や行政法であり、この「令」の「第八・戸令」が、現在の福祉法にあたとされている。「戸令」の「32 鰥寡条^{かんか}」には貧窮者救済を規定し、つぎのように明記している。

「すべて鰥寡孤独貧窮疾患で、自ら生活できない者については、近親が身柄を引き取って身の回りの世話をせよ」⁽³⁾

これを読むとき、今日の「生活保護法」に近い内容であることが理解できよう。

また、唐の戸令に「鰥寡孤独貧窮老疾、不能自存者、令近親収養、若無近親、付郷里安恤、如在路疾患、不能自勝者、当界官司、収付村坊安養、仍加医療、并勤門所由、具注貫属、患損之日、移送前所」との規定があるが、先述した「戸令32 鰥寡条」の内容と同じ意味の文章であることが読み取れよう。

さらに、戸令の「31 給侍条」では、高齢者および篤疾者に対し、「侍」という介護者を必ずつ

けることを規程している。

「すべて年齢八十歳と篤疾の者には、侍一人を給す」

ちなみに、「侍」とは、今でいうところの「介護者」や「ヘルパー」に相当する言葉であると、百瀬は説明しており、我が国の福祉史上、重要な役割を果たしたと考えられよう。

(2) 中世・近世の福祉制度

中世においては、律令制度が崩壊した後、領主たちが支配下の荘園で、一時的に思いつきの救済を行ったとされる程度で、特筆すべき事項はない。ただ、領主の施政には仏教の影響も見られ、領民を手なづけ、支配を完全にするためにも、また、租税の徴収を維持するためにも、領民が「貧窮」であってはならず、領主自らの保身をも考慮して行ったことを注記しておきたい。まさに、単なる「慈善慈悲」ではなく、「政治の原点」ともいべきものであり、現代の政治にとっても見習うべき点があると、筆者は考える。

つぎに、近世・江戸時代の福祉制度を少し概観してみよう。

(3) 江戸時代の福祉制度

江戸時代において特筆されるべき点は、飢饉や災害のために、しばしば都市民や農民の生活が困窮状態に陥ったことであろう。江戸時代は、周知のとおり、地方分権的な封建制度の時代であったがゆえに、全国的な福祉政策は皆無であり、「藩」ごとに施策が行われていた。

江戸時代後期、中学校および高校の日本史で学習する「寛政改革」の推進者・老中松平定信が、(江戸市中のみではあるが)『窮民御救起立』を発布している。これは、70歳以上の独身者や長病で飢えている者と、10歳以下の孤児が対象であり、「幕府がこの起立(規則)をつくった意味は、町内の積金が不足する場合に、手当てを渡すというところにある」と、百瀬は述べている。

藩における施策では、金沢藩の「養老扶持制」⁽⁴⁾が挙げられる。藩主前田綱紀が1670年の凶作に際して、領民救済振興策として出したものであっ

た。特筆される点は、一般民衆のうち90歳以上の者に一人扶持を遣わしたことにある。なぜならば、これが今日の「老齢福祉年金」のような規定であるからであり、介護を考えるうえでも基礎になると思われるからである。

(4) 近現代の福祉制度⁽⁵⁾

近代については、ごく簡単な概観にとどめる。近代国家としての社会福祉政策は、明治時代の「救恤規則」を皮切りに、大正時代から昭和初期にその発展が見られるが、当時は、貧民や弱者に対しては慈善的・救貧的・恩賜的要素が強く、その他の国民に対しては富国強兵政策としての要素が強かったのである。

国家の責務として、本格的に取りくまれたのは終戦後で、敗戦処理の一環として始まった。まず、復員軍人や遺族の経済問題に対処するため「生活保護法」が作られ、つづいて戦争孤児のため「児童福祉法」が制定され、児童養護施設がつぎつぎと民間でつくられた。さらに、傷痍軍人などを救済するため、1950年に「身体障害者福祉法」が施行され、社会福祉政策が確立していくようになる。その後1960年代に「知的障害者福祉法」や「老人福祉法」「母子及び寡婦福祉法」が制定された。

現代においては、本格的な少子高齢社会を背景に、1997年に「児童福祉法」が改正、2000年には、高齢者向けの保健・福祉サービスを統合した「介護保険法」が施行された。その結果、児童福祉や高齢者福祉サービスをはじめ、社会福祉政策はこれまでの措置制度から契約中心の制度へと大きく転換し、2006年には「障害者自立支援法」が施行されることとなったのである。

この歴史的経緯を踏まえ、また「高齢化社会」にある現状に鑑みて、以下、「介護」と「ヘルス・プロモーション」の取り組みを検討する。〈ヘルス・プロモーションとは何か〉⁽⁶⁾ 高齢者が増えつつある我が国において、「介護」が重要であると述べてきたが、それについて大切なのが、ヘルス・プロモーションという考え方である。ヘルス・プロモーションとは、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することを可能にするプロセスである」と定義づけられたものであり、地

域社会のひとりひとりが、自身にかかる様々な健康上の局面に、適切に対処できる能力を高める、そんな社会環境をつくるために、策定、推進される一連の健康施策の理念と技術を意味する。

我が国では現在、「21世紀における国民健康づくり運動」地域を単位とした、新しい健康づくり計画の策定が進められている。この運動では、地域を単位として、生活習慣の改善を目的として、目標値を定めた計画を策定するよう求められており、それに至るプロセスは、ヘルス・プロモーションの理念と技術が導入されているのである。

〈ヘルス・プロモーションの実際的な取り組み〉⁽⁷⁾

ヘルス・プロモーションの実践として、熊本県蘇陽町の事例を取り上げる。蘇陽町では、熊本県から「健康くまもとづくりモデル市町村事業：くまもと80ヘルスプラン事業」のモデル指定を受け、「すべての町民が健康で活力に満ちたまちづくり」を目指して、高齢者対策を入り口とした「健康な地域づくり」の取り組みを展開している。

具体的な施策としては、1寝たきりになってしまった人やその家族に対するケア 2寝たきりにならない、寝たきりをつくらないためのケア 3寝たきりや機能障害を起こすような疾病の予防、健康管理、医療システムの整備、4高齢者の社会参加、いきがづくりであり、この施策を柱とした「健康な地域づくり」の取り組みが展開されているのである。

〈介護の重要性〉⁽⁸⁾ こうしたヘルス・プロモーションの展開がある一方で、「寝たきり」になってしまふ人が必ずやいるのは避けて通れない現実である。熊本大学・医療技術短期大学助教授の田中紀美子は、「高齢者のケアを考えると、健康上の問題を捉えることはもちろんことであるが、後期高齢者は人生の最終ステージにいる人であることを忘れてはならない」と述べ、「老い」と「衰え」を自覚しながら、人生の最終ステージをどう生き抜いていくか、しかも健康上の問題を抱えた場合、どのような思いで「今」を生活しているのだろうか——と、老人の認識面に関心を向けることが、看護者として必要であると説いている。

田中の指摘を読むとき、「地域力」や看護師やホームヘルパーなどのスタッフの充実が問われていることに、改めて気づかされるのである。

4. 高齢化社会の課題 (B) 一 余暇

(1) 高齢者と余暇活動⁽⁹⁾

高齢者の生きがいの重要な柱として「生涯学習」が挙げられ、その一環として「余暇活動」が考えられる。桜美林大学教授の瀬沼克彰は、「余暇問題は、それぞれのライフステージにとって固有な問題を内在させている。青年期には、その生活から滲み出る独特の問題が発生すると同時に高齢期には、高齢者特有の問題が登場してくる。(中略) 高齢者問題とは、とりもなおさず、健康の問題であり、福祉の問題であり、就業の問題として、認識され解決が急がれた。人生50年から80年社会の到来によって、近年、ようやく「老後の余暇」についての諸問題が関心をよび、議論がスタートしはじめた状況である」と述べ、「余暇問題」が高齢者問題とこれまでは無縁であったことを指摘している。また、「それゆえ、余暇のあり方、対応の仕方、解決策などの議論はこれからの議論ということになる」と述べている。

ここでは、①高齢者の余暇活動の状況、②余暇をめぐる課題、③余暇充実のありかたの3つについてみていきたい。

①高齢者の余暇活動の状況

高齢者の余暇活動の状況を、a 行動率 b 金銭支出 c 活動の特性および出費の3つの側面に分けてみていこう。

a. 行動率と余暇活動状況 まず「行動率」とは、行動者数を各年齢層人口で割った百分率のことであり、大別して**第一次活動**（睡眠・食事など）、**二次活動**（仕事や家事）、**第三次活動**（余暇時間）の3つの活動に分けられ、とくにリタイアした高齢者の行動率は、当然のことながら、「趣味・娯楽」つまり、第3次活動の割合が際立って高いことが、わかっている⁽¹⁰⁾。

「余暇時間」の内容としては、**ア）テレビ・ラジオ・新聞** **イ）休養・くつろぎ** **ウ）趣味・娯楽** **エ）交際**であり、中でも余暇時間の大部分を占めているのは、瀬沼の調査によると、**ア）のテレビ**（3時間25分）であり、**イ）の休養**（2時間25分）である。

b. 金銭的支出と余暇活動 瀬沼によると、教養・娯楽・サービス（宿泊料・月謝類・観覧など）、書籍・

その他の印刷物が圧倒的に高いとされる。40・50代と比べると、教養娯楽用品、教養娯楽用耐久財も高いとされ、逆に低い項目では、外食や自動車関係費の2つであるとされる。

c. 活動の特性および出費 瀬沼は「高齢者の特徴は、現状では、水面下に沈んでいる部分も多いが、一部では、顕在化している側面もでてきているということであろう」と述べ、余暇問題に二重構造が存在していることを示唆している。

②余暇をめぐる課題

こうした活動状況を踏まえ、瀬沼は「余暇をめぐる課題」として、**a. 個人としての課題**と**b. 社会的な課題**の2つの課題を掲げている。

a. 「個人としての課題」とは、「はたして、高齢者は現在の余暇に満足しているのだろうか」という課題である。

b. 「社会的な課題」とは、「需給のギャップ」であり、すなわち、余暇の現況と希望のギャップを指摘している。逆に、余暇施設が予期したほど高齢者を集めることができずに苦心している反面、施設が混雑を極め、行き場を失った高齢者が溢れているのに、反乱を起こさない要因として、つぎの3点を挙げている。

ア）高齢者が好んで就業している **イ）余暇需要の大半をテレビが吸収している** **ウ）余暇の受け皿として、家庭が使われている。**

この現状について「孤独な高齢者をどのように地域に引き出すのか」が課題となろう。また、行政の対応としては、余暇・労働・教育の時間配分をいかにするかという点が、検討課題となる。

③余暇充実のありかた

では、高齢者自身が余暇を充実したものにするには、どうすればよいか。「人生50年」という考えから「人生80年」と延びた結果、生涯時間の中に占める労働時間の割合は、1割近くになってきており、反対に「余暇時間」は3割にも達するようになってきたことを瀬沼は指摘したうえで、高齢期における余暇充実について4つの原則を提案している。

a. 孤立無援状況にあるところに参加した場合、「同好の士」を見つける努力をすること

b. 余暇享受能力の開発には時間がかかるので、少しでも早いうちにとりかかると

c. 目標達成を考えること

d. 最終ゴールの決定——「これを成し遂げたら死んでもよい」というライフワークを完成させること

これは「個人への提案」であり、「社会への提案」としては、つぎに触れるボランティアの参加やあらゆる「学び」の場への参加が挙げられている。

(2) 企業の高齢化対策⁽¹¹⁾

現在、我が国は「2007年問題」に直面しており、退職後のライフスタイルのあり方が問われている。日本女子大学の牧野暢男は、「高齢者社会」における企業の対応について、1 雇用管理面 2 雇用面 3 賃金面 4 教育訓練面の3つの側面にわけて、つぎのように述べている。

まず、1の雇用管理面に関しては、企業が定年制を例に挙げ、「従業員の高齢化や定年制との関連で、定年前の中高齢者の早期退職優遇制度（選択定年制）や関連会社への出向がある。これは、大企業のホワイトカラー層をねらいとして作られた制度であるともいえ、5,000人以上の規模の大企業では、約半数の企業がこの種の制度を設けており、約4割の企業では早期退職優遇制度、約1割の企業では関連会社への出向が実施されている」と述べている。

この背景には、労働力不足という深刻な現実があるからであり、当然の措置であると考えられるが、その一方で、人件費増大などの影響もあり、高齢者の能力開発や能力活用が重要視されるのである。また、高齢者自身が「能力開発」あるいは「能力活用」を高めようとするならば、生涯学習でいうところのリカレント教育なども求められてくると思われる。

つぎに、2の雇用面においては、「定年にあたり一旦会社を辞めた人を嘱託などのかたちで再雇用する再雇用制度や、雇用別に定年を超えて勤務を認める勤務延長制度の導入がある。再雇用制度のある企業は55.8%で原則として希望者全員にその制度を適用している会社は、そのうち40.1%である」

3の賃金面においては「賃金カーブの改革による年功序列の是正、企業年金制度の導入・改定」、4の教育訓練面では「退職後の生活設計の援助と

しての生涯生活設計教育、技術や資格取得のための教育訓練や援助」など、様々な対応が企業において取り組まれていることを述べている。

高齢者の定年後の生活には、「不安的要素」がある一方で、「余暇」を通じて生涯学習を行う人も増加することが見込まれるのである。

5. 「高齢化社会」における高齢者の適応⁽¹²⁾

つぎに、私たち一人ひとりが「高齢化社会」にどのように適応していくべきか、また、どうすればよいのかを、人口構造の観点から考えてみよう。

人口構造の変化について、大妻女子大学教授の関口礼子が「今から50年前、日本人の平均寿命はどのくらいあったか」という調査をしている。それによると、50年前の1947年の男性の平均寿命は50.06歳であり、また女性は53.96歳であった。女性が1950年代には60歳台に入り、60年には70歳台、84年には80台に突入した。男性では50年代に60歳台に入り、71年に70歳台に突入、そして86年には75歳を超えたとしている。本稿には掲載しなかったが、当時の人口グラフを見ても、高齢者人口の増加が他国に比べて早いことが読み取れる。

こうした人口構造の変化にあって、関口は「高齢期の問題は、高齢者のみの問題ではない。高齢期になってから考えればよい、という問題ではない。社会全体で考えねばならない」と述べ、つぎの2点が必要であるとしている。

- ① 一世一代のうちに「意識の改革」「制度の作り変え」を行うこと
- ② 現実を見つめ、将来を予測するための「学習」を要すること

筆者自身も、関口が指摘する「意識の改革」には賛同する。なぜならば、関口の言うように、「自分自身」のこととして「高齢」問題を考える必要があり、今後の社会に自ら生きていかねばならないと思うからである。「高齢化社会」に生きていくためには、とりわけ自己の意識を変容し、学習していくことが求められるのである。

6. 高齢社会とボランティアの必要性

(1) 高齢者自身の「生きがい」

高齢者自身が「定年」を迎えて「生きがい」を見出すには、「生涯学習」という学び（余暇・講座など）における生きがいだけでなく、「別の生き方」としての生きがいを見つけることも、重要であると思われる。「別の生き方」の例として、NPO やボランティアで働くことが考えられる。ボランティアとは、単なる「奉仕活動」という意味ではなく、「自由意志」を表す意味の言葉であり、「定年」を迎えた高齢者自身が、「自由」に「自分の生き方」を見出していくことが、今後の「高齢化社会」にあっては求められるのではないだろうか。

桃山学院大学教授の石田易司は、「従来、高齢時代は喪失の時代といわれてきた。仕事がなくなり、友人がなくなり、進学・卒業・就職・結婚などで子供がいなくなり、下手をすると、誰もが配偶者と死に別れる」⁽¹³⁾と切実な高齢社会の現実を語っている。また、「日本は高齢者を支える社会にまだなっていない」と述べ、高齢者が生きていく上において必要な人間関係が希薄化している、と指摘している。そうした社会にあって、NPO やボランティア団体などに入り、「人間関係」づくりをすることが高齢者には求められるのである。

それでは、NPO やボランティア団体とは、どのようなことを行い、どのような事業分野を担っているのだろうか。掻い摘んでみていくことにしよう。

(2) 「NPO」とは何か

いまや、「NPO」という言葉を見聞きしない日がないが、「NPO」とは、いったい何なのであるか。「NPO」は、周知のとおり「非営利活動」を目的とした団体であるが、NPO と呼ぶには、つぎのような条件を備えていなければならない。

- ①社会的な活動をする目的・使命を持っている
- ②組織体としてルールとシステムを持った運営をしている
- ③継続することや社会的な責任を自覚している
- ④営利や収益に対する自覚がある

- ⑤未来をつくる運動体である
- ⑥行政と対等な関係にある
- ⑦マネジメント能力がある

- ①「社会的活動の目的・使命」という条件は、その団体のみならず、団体に所属するスタッフやメンバーもその目的や使命を持つことが求められる。
- ②「ルールとシステムを持った組織運営」という条件は、1の「社会的な活動」を行う組織体であるとの自覚が求められ、それにとまなう規則や体制を整えておく必要がある。
- ③「継続的活動と社会的責任の自覚」では、ボランティア団体とは異質の性格である集団・集合体であることを理解するべきである。「継続」することは、ボランティア団体のように「いやになったらやめる」ということが決してあってはならない。それは、「NPO」が「社会的な活動を組織として行っている」からに他ならないのである。
- ④「営利や収益に対する自覚」については、「非営利性」、すなわち、無償性の原則について考える必要がある。

生涯学習研究の権威で前京都学園大学教授の今西幸蔵は、「無償性をボランティアの原則とするならば、市民公益活動団体にボランティア団体は含まれないことになるが、現実にはボランティア団体はNPO 法人と並ぶ市民公益活動の中核的存在であり、実際の活動においても、有償ボランティア活動が組織されている」と述べたうえで、さらに、「無償という概念のもつ意味は別の理解では決定的外れではない」とし、その理由として、「なぜならば、我々人間には「いたたまれなくなつてやる」という弱者に対する社会的援助の精神や高邁な理想に向かう実践活動、さらには社会の公共性や公益性のために自分自身を喜んで犠牲にするような〈人間の尊厳性〉を求める生き方があり、このボランティアにもそうした精神に立った公共サービスを求めている節が見られるからである」⁽¹⁴⁾と説明している。

これは、ボランティア団体における指摘で

あるが、筆者は、NPOにおいても、社会的役割を担うという観点から、通ずるものと考ええる。

- ⑤「未来をつくる運動体」という条件では、新しい社会づくりを目指す観点が求められる。「新しい社会づくり」を生きる目標として、高齢者が第二の人生を歩むことが望められるのである。
- ⑥「行政と対等な関係」については、社会的役割をもち、新しい社会の実現を目指す団体であることから、当然であるといえよう。石田自身も「行政と対等に意見を述べる団体こそ、NPOと呼ぶにふさわしい」と述べている。
- ⑦「マネジメント能力」については、申請書を書くこと、会計公開すること、一般市民に活動報告をすること、そして、事業を展開し、各種助成金を手にいれるといった能力が求められる。また、新事業の収入獲得や他団体とのネットワークの形成も、「マネジメント能力」の一つとして求められるのである。

(3) NPOの活動分野

NPOの活動分野は「NPO法」によって定められているが、どのような分野があるのだろうか。同法によると、

- ①保健、医療または福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- ⑤環境の保全を図る活動
- ⑥災害救援活動
- ⑦地域安全活動
- ⑧人権の擁護または平和の推進を図る活動
- ⑨国際協力の活動
- ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪子どもの健全育成を図る活動
- ⑫ ①～⑪の活動を行う「団体」の運営または

活動に関する連絡、助言または援助の活動
以上の12分野であると規定されている。

たとえば、「まちづくり」というテーマがあるが、これは「生涯学習」のテーマであり、「コミュニティーづくり」「地域の活性化」、さらには、「文化・生活の向上」を目指すものであり、そこに「人

間形成」(全人格の完成)と「生活向上」(地域課題や生活課題の解決)の総合システムという機能・役割があることを、理解しなければならない。すなわち、「まちづくり」は、教育性や社会性が求められるものであることが理解されなければならないのである。

(4) ボランティアの原則と生涯学習ボランティア

では、「ボランティア」の場合は、どのような要素が求められるのであろうか。

石田は、①「自主性」 ②社会性 ③非営利性 ④先駆性 ⑤相互性 ⑥継続性 の6つを挙げている。これは、一般的な原則とされてきたが、最近では、①脱管理性 ②脱競争 ③脱資本 という新たな原則が提唱されている。

こうした「ボランティア」と「生涯学習」を結びつけた「生涯学習ボランティア」という言葉がある。「生涯学習」と「ボランティア」との関連性について、生涯学習審議会は1992年、ボランティア活動と生涯学習の以下3つの視点を示している。

第1の視点は、「ボランティア活動そのものが自己開発、自己実現につながる生涯学習となる」という捉え方である。すなわち、ボランティア活動そのものを「学習」と考えるのであり、ボランティア活動の目的や内容が生涯学習と一致すると理解が必要となる。

そうすると、「生涯学習」の「学習」とは何かという命題が浮上する。「学習」とは、「教育」とは性格が異なるものであり、自主性・自発性が求められるものであり、自己意識の変革を意味するものであると考えられる。したがって、「生涯学習」とは、生涯にわたって自己を変えていくという意味になり、ボランティア活動をすることにより、「これまでの考え方」から「違った考え」や「意識」を見出すことが可能となるのである。

この観点から、先の今西は「生涯学習ボランティアを理解しようとするならば、一般的なボランティア活動を行っているすべての人々を生涯学習ボランティアと呼ぶことになろう」と述べている⁽¹⁵⁾。

第2の視点は、「ボランティア活動を行うために必要な知識・技術を修得するための学習として

の生涯学習があり、学習の成果を活かし、深める実践としてボランティア活動がある」というものである。この視点を高齢者と関連づけるとするならば、高齢者の「学習の成果」という点であろう。高齢者は過去の人生において、様々な「労働力」「経験」をしてきていると予想される。したがって、そうした「労働力」や「経験」の成果をボランティアという形でもって活かすことが、今後予想されるのである。

第3の視点は、「人々の生涯学習を支援するボランティア活動によって、生涯学習の振興が一層図られる」というものである。繰り返しになるが、こうしたボランティア活動あるいはNPOを「第二の職場または活躍の場」とし、「あたらしい生き方」を見出すことが、高齢者には求められていることを強調しておきたい。

7. 実際の授業の概要

本題の授業の概要および展開について触れる前に、高等学校における授業において「高齢化」がどのように扱われているのかをみておきたい。

(1) 高等学校における「高齢化社会」の取扱い⁽¹⁶⁾

宇都宮大学教授の中村清は「学校は今、若者に何を教えているか—教科書で扱われる高齢化社会を中心に—」という興味深い論文を発表している。中村は、①社会科での中での高齢者と高齢化社会 ②その他の教科の中での高齢者と高齢化社会 ③「道徳」における高齢者と高齢化社会 ④特別活動における取扱い ⑤政府審議会の最近の提言 ⑥高齢者理解は自分の人生問題への入門教育 の6つの節に分けて論じているが、ここでは、①と⑤の2つについてみていきたい。

〈高等学校社会科での中での高齢者と高齢化社会〉

小学校・中学校、高等学校それぞれの校種ごとに中村は説明しているが、本研究では「高等学校」に絞る。それは対象を高校生としているからである。少し長くなるが、彼の説明をみてみよう。

説明①：教科「公民」 「高等学校の教科の中では「公民」が高齢者と高齢化社会の理解に関係した事項を教えることになっている。教科「公民」は、科目としては「現代社会」「倫理」「政治経済」に

三分されるが、生徒はこのうち「現代社会」と「倫理」または「政治・経済」のいずれか各2単位の計4単位を学ぶ

説明②：公民科目「現代社会」 「高等学校学習指導要領の「現代社会」では、現代社会の特質として、大衆社会、情報化社会と並んで高齢化社会があげられている。そして、高齢化社会の特質を理解させると共に、学ぶことの意義および青年期における自己形成の課題について認識を深めるものとされている。また、現在の政治経済に関する事項の中で、住民福祉、社会保障の充実、社会資本の整備、国民生活の向上と福祉の増大について理解を深めさせることが指摘されている。高齢化社会の問題を自分自身の生きる意義という観点と社会福祉の観点の両方から理解させようと意図されているのである」

説明③：「現代社会」の教科書 「高等学校の「現代社会」教科書での高齢化社会の取扱いは、基本的には、中学校「公民」教科書をさらに詳しく説明したものであり、主として、高齢者人口の増大、社会保障制度の充実の必要性、そのための高負担の必要などが指摘されている。教科書によっては、高齢者のいきがいを高めるためには、障害を持つ人たちにも可能な限り普通の市民生活を可能にする、いわゆるノーマライゼーションとそのためのデイ・サービス事業の必要に触れているものや、高齢者に生涯学習のための機会を提供することが必要だと指摘しているものもある。しかし、一般に、この問題を若者自身の生き方と関連付けるところまでには至っていない。高齢化社会理解の中心的視点は、やはり、社会保障制度の充実とそのための負担増大を自覚させるところにある」

こう説明したうえで、「今回改訂された新しい高等学校教科書を以前のもものと比べると、一般に高齢化社会に関する記述が増加しており、また高齢者福祉の具体的な制度に触れるなど、高齢化社会の取扱いが量質ともに全般的に充実していることがうかがえた。とくに、倫理の教科書では、以前に比べて、高齢化社会および高齢者の問題や高齢化を視野に入れた人生の問題についての記述がかなり増加していた」と述べている。

筆者も、中村の指摘には賛同する。なぜなら、筆者自身も教材研究を通じて、この指摘が妥当な

ものであることが理解できたからである。また、筆者がゼミ時において模擬授業をした一つの目的は、中村が述べているように「高齢化社会の問題を自分自身の生きる意義という観点と社会福祉の観点の両方から理解させよう」と意図したところにある。

(2) 政府審議会の最近の提言

学校教育に関する政府審議会には、中央教育審議会と臨時教育審議会、教育課程審議会などがある。

①中教審の答申

中央教育審議会は1981年、「生涯教育について」答申している。同答申では、生涯教育を必要とする社会的・経済的な状況の一つとして、我が国の急速な「高齢化社会」への進行を挙げているが、特筆すべきは、「高齢期」の教育を、成人までの教育および成人期の教育に続く「第三期」の教育として生涯教育体系の中に位置づけて、その具体的内容を提案している点である。すなわち、これまでの高齢者対策が「福祉・医療」などであったが、今後は、高齢者への敬愛の念を深め、高齢者の積極的な社会参加を提唱していることである。

②臨教審の答申

中村によると、第4次答申（1987年）の特筆すべき点は、教育改革を必要とする時代的要請として、1 成熟化の進展 2 科学技術の進展 3 国際化の進展 の3つを挙げている点である。

「成熟化」の具体的な内容に、経済的豊かさの達成、サービス経済への転換、都市化と並んで高齢化を挙げている点は、注視すべきであろう。中村は「同答申が高齢化への対応というとき、もっとも関心があるのは、社会の活力を維持することであり、そのために、高齢者にもそれぞれの学習意欲に応じた学習機会を提供することである」と述べている。このことは、生涯学習社会における高齢化社会のあり方を指摘したものであると察せられるのであり、筆者はこの中村の発言に大いに賛成である。

③生涯学習審議会答申

中村によると、生涯学習審議会の答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策」(1992年)で特筆されるのは、1 学校5日制を活用し、青少年の学校外活動を充実させる 2 「学校外活

動」の一分野として地域社会を中心としたボランティア活動、高齢者や障害者との交流、勤労体験活動などの社会参加を経験する活動の促進 の2点である。この答申は、ボランティア活動の経験や成果を入学試験の評価に利用することも提案している。

(3) 授業の実際

以上によって、高等学校社会科の位置づけが理解できたと思われるので、いよいよ「実際の授業」の構想と実践の概要を述べる。

〔授業の目標〕 我が国が直面する課題の一つ、「高齢化社会」について高校生がどのように意識し、今後の「高齢化社会」をいかに生きていくかを考えさせる。

〔視聴覚教材〕 視聴覚教材は、「福祉ネットワーク—生活保護が減らされる 誰が高齢者を守るのか—」(NHKの番組録画)を使用した。そこでは、老人が老人を介護する「老老介護」の実態や医療制度の問題などを考えてもらうことを目的とした。

	指導内容	学習内容	留意点
導入	現代の社会状況について	現在、我が国はどのような社会にあるかを学習する。	高齢化社会であることを理解させる。
展開	1. 高齢化社会	・高齢化社会とは、高齢者のしめる割合が高い社会だということを学習する。 ・高齢化における各国の人口割合について ・高齢化の原因について	高齢化社会、高齢社会、超高齢社会のそれぞれのちがいについても触れる 我が国の人口の見直しについて説明する。また、スウェーデンおよびイギリスの割合を説明するとともに、日本は2020年には世界一の高齢化社会になることを理解させる。 平均寿命の伸びと出生率低下が主な要因であることを学ばせる。
	2. 我が国の社会対策	①年金・医療問題 ②いきがいの問題 ③老人介護の問題	③の介護の問題では、ビデオ教材を用いて、老老介護について学ばせる。
	3. ライフサイクルについて	生活設計の作成	人生50年から人生80年の生活設計に切り替えることの重要性を認識させる。 プリントに自分のライフサイクルを記入し、自己の生き方について考える。

自作教材においては、受講生に「ライフサイクル」を作成してもらい、自分自身がどのように生きていきたいのかをみつめるように努めた。また、新聞教材においては、老人介護の単元の補助として扱い、「認知症高齢者をかかえる会」代表の声を紹介し、認知症患者の人格を尊重すること、また誰にでもなりうる病であることを認識させた。【授業の展開⁽¹⁷⁾】以上のような概要を踏まえ、上表の通りの展開で授業を実施した。

8. まとめ

今回、我が国の喫緊の社会的課題である「高齢化社会」を、どのように高校生に意識化させるべきかという主題で、その授業の構想を論じてきた。

おりから2007年。1947年以降に生まれた団塊の世代が一斉に定年退職する、いわゆる「2007年問題」が本格始動した。団塊の世代は高齢者として、先述したような「第二の人生」を歩まなければならない。そのためには、高齢者自身が「生きがい」を求めて「学び」の場に積極的に足を踏み入れることが必要である。

ある新聞の社説⁽¹⁸⁾に「第二の人生は農業で生計を立てたい、田舎暮らしをしたい、などと考える人も年々増えている。そんなニーズに応えようと模索する自治体も少なくない。団塊の世代の大量退職が目前であり、潜在的な需要もあるだろう。受け皿づくりを進めてほしい。雇用形態の変化から、従来のように定年いっぱいまで働くという固定概念は崩れてきた。それでもできるだけ長く働きたいと願う人が少なくないのは、経済的理由よりもむしろ、生きがいを持ち続けたいという理由からだろう」とあった。

そうした高齢者のニーズに、行政はもちろんのこと、われわれ国民ひとりひとりが耳を傾けていく必要がある。それは、「高齢」になることは誰しも避けては通れないものであり、また、その要求は、人間が自然的に求めるものだからである。その意味においても、「今」を生きる私たちが「自分」のこととして、「高齢者」の置かれた現状を考え、よりよい国づくり、国家システムを構築していくことが不可欠であるといえよう。

さらに、高齢者にとっては、「老老介護」や「医

療・年金」問題など、社会保障上の難問が山積している。本論では、社会保障のうち、「介護」問題については若干触れたが、「医療・年金」問題についてはまったく触れることがなかった。私たちはこれらの切実なる問題にも真剣に考え、取り組む必要がある。

本論は、ゼミでの2回にわたる「仮・模擬授業」を踏まえ、将来、公民科の授業でも役立てたいという思いから、執筆したものである。果たして、願いどおりの「構想」を組み立てられたか、はなはだ疑問である。最後に、本論を通じて、「高齢化社会」が抱える問題について少しでも考えていただけることを希望してやまない。

使用教材

1. 倫理ノート編集部編「倫理学習ノート」山川出版社 46～47頁
2. 読売新聞「私にもいわせて」欄「認知症 人格尊重して」認知症を抱える家族の会代表・東野更正さんの話
3. NHKスペシャル「福祉ネットワーク」2006年11月23日放送

註・参考文献

- (1) 厚生労働省『高齢社会対策基本法』1995年
- (2) 百瀬 孝『日本福祉制度史』1997年 ミネルヴァ書房
- (3) 「鰥」とは61歳以上で妻のない者を意味し、「寡」とは50歳以上で夫のない者、「孤」とは16歳以下で父のない者、「独」とは61歳以上で子どものいない者を、それぞれ指す。
- (4) 具体的には、藩内の90歳以上の者に一人の家来を遣わすことなどが挙げられている。詳細は『日本福祉制度史』を参照されたい。
- (5) 近代以降については、フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』を参考にした。
- (6) 上田 厚「ヘルスプロモーションの理念と手法」(二塚 信・嵯峨 忠編『高齢社会 どう変わる、どう生きる』2003年 九州大学出版会)
- (7) 宮北隆志「地域におけるヘルスプロモーション

ンの実践」註(6)『前掲書』

- (8) 田中紀美子・尾山タカ子「高齢者のケアの要」
註(6)『前掲書』
- (9) (10) 瀬沼克彰『高齢社会の生涯教育』1992
年 学文社
- (11) 牧野暢男「企業における高齢化への対応」(関
口礼子編『高齢化社会への意識改革』1997
年 勁草書房)
- (12) 関口礼子「日本における人口構造の変化」註
(11)『前掲書』
- (13) 石田易司『定年後のボランティア』1999年
明石書店
- (14) (15) 今西幸蔵「生涯学習ボランティアの育
成と支援に関する考察」(京都学園大学『人
間文化研究』第8号 2002年)
- (16) 教材研究の取り組みとしては、「高等学校・
現代社会」の教科書数冊(東京書籍・数研出
版など)と「倫理」の教科書(東京書籍など)
を実際に比較した。中村の指摘しているとお
り、倫理の方が「高齢化社会」についてやや
詳しく論じている。ゼミでの仮の模擬授業に
おいても「倫理」を想定して行った。
- (17) 詳細の学習指導案は紙面の関係で記載せず、
敢えて展開事例のみを付した。それは、授業
をどのようにすすめていったかを少しでも理
解していただけるようにと願ったからであ
る。
- (18) 徳島新聞編「生きがいをもてる社会に」2006
年